

## 2025(令和7)年度 第1回初任者 SD 研修 「大学を知り、輝く大学職員になろう！」開催報告

日 時: 2025(令和7)年6月13日(金) 14:00～16:15、情報交換会 16:15～17:00  
会 場: 大阪・梅田 貸会議室ティーオージー大阪  
(大阪市北区梅田1-1-3-1700 大阪駅前第3ビル17階)  
講 師: 佐藤 浩輔 氏(研修部会推進委員会 委員、大阪体育大学 庶務部 学長室担当)  
加藤 敦也 氏(研修部会推進委員会 委員、大阪産業大学 人事部 人事課)  
受 講 者 数: 19 大学 44 名(申込者数:19 大学 45 名)(うち会員外3大学5名)  
内 容 詳 細: 大学コンソーシアム大阪 HP 掲載の「シラバス」参照  
実 施 結 果: 同上掲載の「受講者アンケート」参照  
企 画・運 営: 大学コンソーシアム大阪 研修部会推進委員会

はじめに、竹中研修部会推進委員長より、「本日は、自身の業務が大学全体と“どう繋がっているのか”を意識する機会としていただきたい。大学職員の業務は大学により異なるだろうが、いずれも多岐にわたる。幅広い内容に柔軟に対応するためにどうすればよいのかを考え、自身の経験を振り返りながら棚卸しを行い、次の目標設定に活かす場としていただければ幸いである。」との開会挨拶があった。



竹中委員長

続いて加藤講師より、プログラム内容と本研修のねらい、到達目標について説明があった。本編前半では、アイスブレイクの後、導入として、佐藤講師より「大学が置かれている現状」に関する説明のほか、「大学の使命」「大学の関係法令」についての講義があった。概要は以下のとおり。

### ■導入「大学が置かれている現状」

2024 年の出生人数は 68.6 万人(前年比 5.6%減)と過去最低を更新し、18 年後の大学進学者数は約 40 万人になると予測されている。また、2035 年以降の 18 歳人口は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」の想定を超える速さで減少する見込みである。また、先般出された「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)」は、「危機は今、我々の足下にある」として、高等教育を大きく変革する方針を示し、目指す未来像として「知の総和の向上」を掲げ、そのために「質の向上」「規模の適正化」「アクセスの確保」を目指すとした。このうち、「規模の適正化」では、具体策として、厳格な設置認可審査への転換、再編・統合の推進、縮小・撤退への支援といった厳しい対応が打ち出されている。2035 年頃まで、あと 10 年あるのではなく、たった 10 年しかない。よってすべての教育機関は、他人事ではない厳しい現状に置かれているという認識を持たなければならない。



佐藤講師

### ■講義概要

#### <大学の使命>

古来、世界各地では知の保存と普及のための試みがなされてきた。日本における大学の起源は7世紀後半～10 世紀頃の大学寮や幕府直轄校、私塾などである。これらは、主に国のための教育機関と位置付けられ、官吏(官僚)を育成し、武士や庶民に国家運営を行うための学問を提供する場であった。またその学びの内容は、儒学や法律が中心であった。一方、ヨーロッパにおける大学は 12 世紀に農業の発展と都市の成長、教会組織の整備により知識人材の需要が高まったことに端を発しており、学問の発展を目的とし、その内容は神学・法学・医学など多様であった。

近代日本においては、1950 年ころまでに大学制度の基礎が築かれ、当初は国家の発展に必要な学術研究等を行っていたが、高等教育の拡充と多様化、大衆化と国際化が進む中で、現在の大学制度の基盤が築かれた。このように、大学を含む日本の高等教育は時代に応じて変化し、社会の発展に貢献した歴史がある。それは今後も同様であろう。

### ＜大学の関係法令＞

大学の関係法令には、日本国憲法、法律、政令、省令がある。また、法令ではないが、法令解釈の根拠となる告示・施行通知・ガイドライン・基準・事務連絡もある。「日本国憲法」は最高の法規範であり、学問の自由や等しく教育を受ける権利を保障している。「法律」は国会で定められ、「教育基本法」、「学校教育法」等があるが、このうち「教育基本法」は、日本の教育の基本方針について定めたもので、教育について幅広く書かれており、教育の目的や機会均等などについて明示されている。「学校教育法」は教育基本法の中の学校教育の部分より具体的に規定したもので、「大学は広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」としてその役割が定められているのと同時に、「教育研究を行い、その成果を社会に提供することにより社会の発展に寄与するものである」といった社会の要請が追加されている。また、内閣で決定される政令としては「学校教育法施行令」があり、これは学校教育法に基づき、主に認可、届出に関する規定が定められている。大臣が決める省令には、「学校教育法施行規則」や「大学設置基準」があるが、「学校教育法施行規則」においては、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の3つのポリシーや、情報公開について規定されている。また、「大学設置基準」においては単位や教員および事務職員の設置など大学設置に必要な最低基準が定められている。なお他にも、法律として国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法などがある。

続けて以下2つのテーマに沿って、ワークシートを用いて個人ワークを行った。

### ■テーマ1.「大学が果たす役割」

以下について、「教育」、「研究」、「社会貢献」の3つの観点から各自の意見を整理した。

- ・大学の歴史から考える役割とは？
- ・法令から見た大学の意義とは？
- ・学生に対して、どのような役割を果たしたいか？
- ・大学の教育や研究、社会貢献に対して、どのような意見を持っているか？
- ・大学と社会との関係性について、どのように考えているか？



ワークの様子

### ■テーマ2.「自大学を知る」

本ワークに先立ち、佐藤講師、加藤講師より、各所属大学の概要について共有があった。これを踏まえ、受講者は自大学の以下の情報についてシートへの記入を行った。

- ・大学名および大学のミッション
- ・大学概要(大学名／学長名／所在地／設立／学生数／教職員数)
- ・学部・学科・研究科名等

シート作成を通し、自大学の役割や特色、強みを改めて認識するとともに、所属する大学内における自身の今後の抱負や意気込みについても考えた。

続いてのグループワークでは、個人ワークで作成したワークシートに基づき、グループ内で発表・共有を行うことで、他大学について知り、自大学について新たな気づきを得る機会とした。さらに全体共有として、各グループの代表者により、グループワークの様子や出された意見について発表があった。

本研修の統括として、佐藤講師より、「18 歳人口が想定外の速さで急減していることにより、今後、定員未充足、募集停止、経営破綻の連鎖が予想される。大学職員のこれまでのイメージである『事務処理中心、安定した職業、縦割り組織』は概に過去のものであり、今後大学職員に求められるのは『AI・DX の活用、企画力・戦略策定力、教職協働の推進』であり、さらなる能力の向上が求められている。『教・職・学』で大学を推進するキーとなるのは職員であるからこそ、ぜひ学び続けてほしい。」との言葉があった。また、学び続けるための手段と情報収集のための関連書籍、外部団体やメーリングリスト、オンライン学習ツール、認定資格や大学院・履修証明プログラムについて情報提供があった。



加藤講師

閉会の挨拶として、加藤講師より、「業務に取り組むうえでは、普段より建学の精神・理念を意識することが重要である。また、職員が成長することが大学の成長に繋がると考えるが、個々で成長するには限界がある。学内・学外でのネットワークを積極的に築き、可能な限り外部研修に参加するなどして情報交換・交流を行ってほしい。この2点を意識し、テーマである輝く大学職員になっていただきたい。」との言葉があった。

研修本編の終了後には、受講者と講師、研修部会推進委員による情報交換会が開催され、大学を越えたネットワーキングが図られた。また、希望者には「受講証明書」が配付された。

以上